

令和7年春季全国火災予防運動

令和7年3月1日(土)から3月7日(金)まで

春は、空気が乾燥し、風の強い日が多く、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性があることから、全国一斉に火災予防運動を実施します。

火災が多発しています！

県央消防本部管内では、令和7年2月末時点で **21件の火災** が発生しており、過去10年の2月末時点の件数と比較しても、大変多いペースで火災が発生しています。

発生した建物火災の中では住宅火災が6件と最も多く、**死者1名** が発生しています。

火災件数

年別	年間	各年2月末時点			
		諫早市	大村市	雲仙市	
H28年	92件	12件	7件	3件	2件
H29年	80件	8件	4件	3件	1件
H30年	96件	10件	5件	4件	1件
R1年 (H31年)	78件	15件	9件	3件	3件
R2年	60件	10件	6件	4件	0件
R3年	71件	11件	6件	5件	0件
R4年	95件	22件	10件	6件	6件
R5年	66件	12件	8件	4件	0件
R6年	73件	8件	4件	3件	1件
R7年	-	21件	13件	6件	2件

(※ 雲仙市は国見町、瑞穂町を除いた火災件数)

※空気が乾燥し、風も強い日が続くので、火の取り扱いには十分気を付けてください。

【期間中の主な取組み】

1 住宅防火対策の推進

人のちょっとした**不注意**や**油断**が起因となって火災になった事例が多く見られます。住宅火災から大切な命、財産を守るために、下記の10のポイントを参考として、住宅防火対策に取り組んでいきましょう。

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。



6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

※住宅防火 いのちを守る10のポイントに関する[リーフレットはこちら](#)から

2 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

医療機関、福祉施設、旅館、ホテル等の関係者へ防火管理体制の強化を依頼し火災予防の徹底を図ります。

火災予防運動の機会を捉えて、各事業所の消防計画に基づき、建物内の点検や消防訓練の実施など、防火安全対策をさらに徹底しましょう。



3 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

過去10年、県央消防本部管内(諫早市、大村市、雲仙市[国見町、瑞穂町を除く])では、たき火などの焼却行為による火災が多く発生しており、火災原因の1位となっています。

年別	火災件数	過去3年のおもな出火原因							
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
R4	95件	たき火	32件	電気機器 排気管	5件	5件	3位	こんろ 火入れ ストーブ 放火 (疑い含む)	4件 4件 4件 4件
R5	66件	たき火	19件	たばこ	5件	3位	灯火	3件 3件	
R6	73件	たき火	16件	たばこ こんろ	4件	4位	ストーブ 電気機器 灯火 火入れ	3件	

《焼却からの火災を防ぐには》

◆たき火などの焼却は原則禁止されています

例外的に焼却ができる場合であっても、みだりに焼却せずに近隣に迷惑とならないように配慮をお願いします。

焼却を始める前に

- ・ 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- ・ 乾燥注意報などが出ていたり、強い風が吹いている時は行わない。
- ・ 水バケツ、消火器等による消火の準備をする。
- ・ 消防署に届出をする。

※この届出書は消防機関が実施状況を把握するものであり、届け出したことで焼却行為を許可するものではありません。

焼却をしているときに

- ・ 火を消すまで、その場を離れないようにする。
- ・ 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、衣服などに燃え移らないように注意する。

焼却が終わった後に

- ・ 再び燃えないよう完全に火が消えたことを確認する。
- ※たき火などの焼却行為に関するリーフレットは[こちらから](#)

